

高齢者のインフルエンザ 定期接種の助成制度



制度の内容

- インフルエンザ定期接種を **1,600円** で接種することができます。

対象者 ※接種時に広島市内に住民登録している必要があります。

- **接種時に、65歳以上である方**
- 60歳～64歳の方のうち、心臓、腎臓、呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有し、その障害が身体障害者手帳1級相当である方

接種できる期間

- **令和6年10月15日（火）～令和7年1月31日（金）**

接種の受け方

- **広島市内、又は安芸郡内の医療機関に、次のものを持参して、接種を受けてください。**
 - **住所、氏名、年齢が確認できるもの**（マイナンバーカード、保険証、運転免許証等）
 - **自己負担金 1,600円**（自己負担免除の方は、代わりに証明書類を持参）
- 広島市・安芸郡以外にある医療機関で接種を希望される方は、別途手続きが必要です。
10月15日から手続きができますので、それ以降に保健センターへお問い合わせください。
- 予約が必要な場合があります。接種を受ける前に、希望する医療機関にお問い合わせください。

その他

- 上記対象者のうち、「生活保護世帯」、または「市民税 所得割 非課税世帯」に属している方は、自己負担額が免除されます。（無料で接種できます）
（住民票上の世帯の全員が、市民税の所得割が非課税であることが条件となります。）
- 免除となる方は、次の証明書類を、接種時に医療機関の窓口へ提示してください。

【生活保護世帯に属している方】

◆『被保護者証明書(夜間・休日等受診用)』【空色】

【市民税所得割非課税世帯に属している方】

◆『市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書』（世帯全員分）

上記の書類をお持ちでない方は以下の書類を代用できます。

- ◆「介護保険料納入通知書」（令和6年6月末時点で65歳以上の方に送付しています。）
※記載されている所得段階が第1～第3段階の方（ただし、所得段階が4段階以上であっても所得割非課税世帯である可能性があります。4段階以上の場合は他の書類を使用してください。）。
また、令和6年8月以降の日付のもののみ使用可
- ◆「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」【若草色】
- ◆「介護保険特定負担限度額認定証」【ピンク色】
- ◆「介護保険利用者負担額減額・免除等認定証」【オレンジ色】
- ◆「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」【空色】
- ◆「中国残留邦人等支援給付に係る本人確認証」【白色】

《お問合せ先：各区の保健センター》 中区 504-2528 東区 568-7729 南区 250-4108

西区 294-6235 安佐南区 831-4942 安佐北区 819-0586 安芸区 821-2809 佐伯区 943-9731